

令和7年度第7回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日 令和7年10月10日（金）

招集場所 米子市役所旧庁舎3階603会議室

開 会 午後1時30分

出席農業委員 1番 赤尾昇委員 2番 足立康雄委員 3番 泉新一委員 4番 岩佐清志委員 5番 木下壽美子委員
6番 木村静子委員 7番 公本英夫委員 8番 小西淳一委員 9番 角力委員 11番 高橋敦美委員
13番 竹中誠一委員 14番 田子博康委員 15番 中本公平委員 17番 船越真委員 19番 米澤美憲委員

欠席農業委員 10番 関本五郎委員 12番 宅野真二委員 16番 能登路幸輝委員 18番 安井貴之委員

出席推進委員 廣東宣明委員 影嶋六郎委員 福田忠雄委員 佐々木知俊委員 大田正夫委員 三島通政委員 福長正樹委員
高尾和広委員 中西文子委員 松本裕三委員 本池実委員 大家保委員 橋本慎一委員 田中英省委員

事務局 古橋事務局長 福田担当事務局長補佐 妹尾係長 道下係長 渡邊主事

傍聴人 無し

日 程

1 会長あいさつ

2 議事録署名委員の指名

3 議事

(1) 農地法各条申請審議等

ア 第1号 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について

イ 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について

ウ 第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づく農用地利用集積等促進
計画に係る意見照会に対する回答について

4 報告事項

(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について

- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (8) その他

議事開始 午後1時30分

議長（角会長）

それでは、第7回農業委員会総会を開きます。議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますがよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、議席7番の公本農業委員と議席8番の小西農業委員にお願いしたいと思います。

本日の欠席は、関本農業委員、宅野農業委員、能登路農業路委員、安井農業委員です。

審議に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げがあれば事務局から説明してください。

（事務局説明）

それでは、審議に入ります。3ページ、議案第1号をお願いします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

それでは、4ページ、番号18の二本木と番号19の河崎について一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（道下係長）

3条許可案件について説明いたします。番号18の二本木の議案について説明いたします。田1筆、3,069平方メートルの農地を売買されるものです。番号19の河崎の議案について説明いたします。畑1筆、228平方メートルの農地を贈与されるものです。詳細は議案および3条別紙のとおりです。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします。

議長（角会長）

番号18の二本木について、担当委員さんから補足があればお願いします。

福田推進委員

譲受人は以前からこの場所を借りて耕作をしていました。この度売買によって所有権を移転します。許可について問題ないと考えます。

議長（角会長）

番号19の河崎について、担当委員さんから補足があればお願いします。

泉農業委員

現地確認は10月1日に大縄推進委員と2人で行いました。自宅の隣地を借りて20年耕作されており、この度耕作者の子どもが譲り受け親子で耕作を始めるものです。許可について問題ないと考えます。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと、4ページ、番号18の二本木と番号19の河崎について一括して採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、異議なしと認め、適当である旨回答します。

続きまして、5ページ、議案第2号をお願いします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは、6ページ、番号43と、7ページ、番号44の両三柳について審議いたします。こちらは事務局から説明をお願いします。

事務局（妹尾係長）

番号43、44の議案について事務局から説明いたします。先月ご審議いただいたものですが番号44の面積が異なっていたということで取下げをされ、再申請をされました。計画については変更がなく問題はないと思われしますので、よろしくをお願いします。

造成計画については最高50センチメートルの盛土造成を行います。番号43は既存の擁壁を利用いたします。番号44につきましてはL型擁壁を設置いたします。雨水の排水について、溜柵後既設の道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、公共下水道へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2以上の教育施設、公共施設等がある農地で第3種農地に該当します。先月ご審議いただいた内容ですが、再度ご審議をよろしくをお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと一括して採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号45の彦名町について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

高尾推進委員

番号45の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、敷地拡張を計画したものです。令和6年10月総会の一般住宅の転用地の敷地の拡張となります。敷地からの出入りに苦労していたため敷地を拡張し安全に出入りをするために計画されたとのことでした。9月29日に公本農業委員と事務局の3人で現地確認を行いました。造成計画については現況のまま利用いたします。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。隣接農地はありません。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2以上の教育施設、公共施設等がある農地で第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくをお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、8ページ、番号46の尾高について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

中本農業委員

番号46の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅

を計画したものです。9月27日に尾坂推進委員と2人で現地確認を行いました。造成計画については最高140センチメートルの盛土造成を行います。擁壁については、高さ20センチメートルのL型擁壁を設置します。雨水の排水について、自然流下後農業用排水路へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、農業集落排水へ流す計画で問題ありません。実行組合の同意を確認しております。隣接農地、土地改良区の該当はありません。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2以上の教育施設、公共施設等がある農地で第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしく願います。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号47の二本木について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

福田推進委員

番号47の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、資材置場を計画したものです。10月2日に能登路農業委員と宅野農業委員と3人で現地確認を行いました。造成計画については現状のまま利用します。擁壁については、防護柵を設置します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意、箕蚊屋土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2以上の教育施設、公共施設等がある農地で第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしく願います。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号４８の淀江町淀江について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

橋本推進委員

番号４８の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、貸駐車場を計画したものです。９月２４日に現地確認を行いました。造成計画については現状のまま利用します。擁壁については、既存の擁壁を利用します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。実行組合の同意を確認しております。隣接農地、土地改良区の該当はありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域内にある農地で、第３種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくをお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、９ページ、議案第３号をお願いします。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、農用地利用集積等促進計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づき意見を求めます。

それでは、１０ページ、番号１０－１から、１８ページ、番号１０－３０までを一括審議します。事務局から説明してください。

事務局（道下係長）

議案9ページ農用地利用集積等促進計画各筆明細について説明いたします。14ページ番号10-4、16ページ番号10-18は、新規就農者の方です。それ以外の10ページ番号の10-1から18ページの番号10-30は、近隣ほ場の耕作者であるため権利の設定をするものです。ご審議よろしくをお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。

そうしますと、まず、10ページ、番号10-1から、17ページ、番号10-29までを一括して採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて、18ページ、番号10-30について採決したいと思います。これについては、関係者の米澤農業委員は、議事に参加できません。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局（福田担当事務局長補佐）

報告いたします。

21ページの農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、3件を受理しています。

22ページから23ページの農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、5件を受理しています。

24ページから25ページの農地法第18条第6項の規定による合意解約に係る通知書の受理について、6件を受理しています。

次に、26ページから27ページの非農地現況証明について、5件を証明しています。

次に、28ページの農地の転用事実に係る照会に対する回答について、1件を回答しています。

次に、29ページの農地転用現況確認書の交付について1件を交付しています。

最後に、30ページの公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について、2件を受付けています。

報告は以上です。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

本日、予定していました審議は以上のおりですが、議題などの追加はありませんか。

ないようですので、事務局から連絡事項をお願いします。

事務局（福田担当事務局長補佐）

（事務局説明）

議長（角会長）

これを持ちまして、第7回農業委員会総会を終了します。

閉 会 午後2時00分